



【発信日】令和2年12月14日

【問い合わせ先】

大野市役所（1階 7番窓口）

産経建設部商工観光振興課 担当：安達、松川

電話 0779-66-1111（内線1804）

製造業を営む中小企業等を対象に電気料金の一部を給付します

～中小企業等製造業電気料金支援給付金申請受付の開始について～

市では、新型コロナウイルス感染症拡大により売り上げが大幅に減少し、国の持続化給付金を受給した製造業を営む市内中小企業等を対象に支援を行う標記の事業について、申請受付を開始しました。

市民および市内事業者に広く情報を届けたく、周知にご協力をお願いします。

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売り上げが大幅に減少し、国の持続化給付金を受給した製造業を営む市内中小企業等に対して電気料金の一部を給付し、事業継続を支援する。
- 2 対象者 次の各号のいずれにも該当する中小企業等
 - (1) 市内に本社があり、市税等の滞納がない者
 - (2) 国の持続化給付金を受給した者
 - (3) 日本標準産業分類で製造業に分類される事業を営む者
- 3 給付金額 令和2年1月から令和2年12月までの任意の連続する6カ月以内に支払った電気料金の合計額の1/4（上限 個人 200,000 円、法人 500,000 円）

※ただし、日本標準産業分類で製造業に分類される事業で、製造原価として使用した電気料金に限る

※給付金の申請は、1 中小企業等につき 1 回
- 4 申請方法 給付金交付申請書類に必要書類を添付の上、商工観光振興課へ提出（給付金交付申請書類は商工観光振興課窓口に設置するほか、市ホームページからもダウンロード可）
- 5 申請締切 令和3年2月26日（金）
- 6 問合せ先 市産経建設部商工観光振興課（市役所本庁1階7番窓口カウンター）
〒912-8666 大野市天神町1-1 TEL0779-64-4816（直通）